

○佐賀県警察基礎的捜査書類作成能力検定要綱の制定について（例規通達）

平成26年3月19日

佐本刑企発第66号

基礎的捜査書類作成能力検定については、「佐賀県基礎的捜査書類作成能力検定要綱の制定について」（平成4年8月19日佐警本例規（捜一）第14号。以下「旧通達」という。）に基づき実施・運用しているところであるが、この度、業務の合理化の観点から旧通達を廃止するとともに、新たに別添のとおり「佐賀県警察基礎的捜査書類作成能力検定要綱」を定め、平成26年4月1日から施行することとしたので誤りのないようにされたい。

別添

佐賀県警察基礎的捜査書類作成能力検定要綱

（目的）

第1条 この要綱は、警察官の基礎的捜査書類作成能力検定（以下「捜査書類検定」という。）の実施に関し必要な事項を定め、その効果的な実施により捜査書類作成能力の向上を図り、もって広く組織全体の犯罪捜査能力の向上に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、基礎的捜査書類とは、日常取り扱う可能性の高い窃盗、詐欺、暴行、傷害等の事件に係る「被害届」、「現行犯人逮捕手続書（甲）、同（乙）、緊急逮捕手続書」及び「任意提出書、領置調書、押収品目録交付書」並びに侵入窃盗事件の「実況見分調書」をいう（それぞれ簡易書式例を含む。）。

（捜査書類検定の受検対象者）

第3条 捜査書類検定の受検対象者は、次のとおりとする。

- (1) 警察学校の初任補修科の課程に入校中の警察官（以下「初任補修科生」という。）
- (2) 初任補修科の課程を修了した者のうち、病気等の理由により捜査書類検定を受検することができなかった者
- (3) 捜査書類検定を受検した者のうち、不合格となった者

（捜査書類検定の科目等）

第4条 捜査書類検定の科目、実施方法、時間及び配点は、別表のとおりとする。

（捜査書類検定の実施）

第5条 捜査書類検定は刑事部長が実施するものとする。

- 2 捜査書類検定は、受検対象者全員に対して、原則として年1回以上実施するものとする。
- 3 刑事部長は、捜査書類検定を実施しようとするときは、あらかじめ期日、場所その他必

要な事項を警察学校長及び所属長（以下「所属長等」という。）に通知するものとする。

4 所属長等は、前項の通知を受けたときは、当該所属の受検対象者に周知するとともに、基礎的捜査書類作成能力検定受検者名簿（様式第1号）により、刑事部長に報告するものとする。

5 捜査書類検定の事務は、刑事企画課において処理する。

（捜査書類検定合格基準）

第6条 捜査書類検定の合格基準は、各検定科目の得点が各配点の7割以上であることとする。

2 基礎知識及び書類作成の採点基準は、それぞれ次の基準によるものとする。

(1) 基礎知識の採点基準

基礎的捜査書類の意義、作成に際しての一般的な留意事項、被害届出人等に対する教示等実務における個々の事案に対応し得る実践的な知識を有していること。

(2) 書類作成の採点基準

手直しの必要や重大な部分の欠略がない書類又は若干の手直しをすればそのまま送致することができる書類を作成する能力を有していること。

（合格者の決定）

第7条 合格者の決定は、刑事部長が行うものとする。

（合格者の通知）

第8条 刑事部長は、捜査書類検定を実施したときは、その結果を所属長等に通知するものとする。

（合格者通知後の措置）

第9条 所属長等は、合格者の通知を受けたときは、当該職員の勤務記録カード及び教養カードに捜査書類検定の取得年月日等を記入するものとする。

（不合格者に対する措置）

第10条 捜査書類検定の不合格者については、初任補修科入校中に教官等による再教育を実施して再受検させ、又は不合格者の所属へ連絡するなどして継続指導を実施し、次回の捜査書類検定を再受検させる措置を執り、その者の捜査実務能力の向上を図るものとする。

（合格者名簿の備付け）

第11条 刑事部長は、刑事企画課に基礎的捜査書類作成能力検定合格者名簿（様式第2号）を備え付け、整理、保管しなければならない。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、捜査書類検定の実施に関し必要な事項は、刑事部長が別に定める。

附 則
(経過措置)

この要綱の施行前に、基礎的捜査書類作成能力制度の試行について（平成3年6月28日佐本捜一第389号）及び佐賀県警察基礎的捜査書類作成能力検定要綱の制定について（平成4年8月19日佐警本例規（捜一）第14号）の規定により捜査書類検定に合格した者は、この要綱による捜査書類検定に合格したものとみなす。

別表

捜査書類検定の科目等

科目		実施方法	時間		配点
基礎知識		1 基礎的捜査書類の作成に必要な知識について、択一式、短論文式等の筆記試験により行う。 2 六法全書、実務必携等参考書の持ち込みは認めない。	30分		100点
書類作成	被害届	1 想定事件DVD等を用いる方法又は演技式による方法により、窃盗、詐欺、傷害等のうちいずれか1つの事案の概要を示し、被害届を代書させる。 2 想定事件に関する補足事項は、文書配布又は口頭説明により行う。 3 六法全書、実務必携、国語辞典等参考書の持ち込みは認める。	出題	20分	100点
			作成	40分	
実況見分調書		1 模擬家屋等に侵入窃盗事件の現場を設定した上、受検者に実況見分させた後、実況見分調書を作成させる。 2 想定事件に関する補足事項は、文書配布又は口頭説明により行う。 3 六法全書、実務必携、国語辞典等参考書の持ち込みは認める。	出題	40分	100点
			作成	120分	

逮捕手続書	1 想定事件DVD等により逮捕時の概要を示し、現行犯逮捕手続書（甲・乙）又は緊急逮捕手続書を作成させる。	出題	16分	100点
		作成	120分	
	2 想定事件に関する補足事項は、文書配布又は口頭説明により行う。			
	3 六法全書、実務必携、国語辞典等参考書の持ち込みは認める。			
任意提出書 領置調書 押収品目録交付書	1 想定事件DVD等を用いる方法又は演技式よる方法により、窃盗、詐欺、傷害等のうちいずれか1つの事案の概要を示し、任意提出書、領置調書及び押収品目録交付書を作成させる。	出題	20分	30点
		作成	20分	
	2 想定事件に関する補足事項は、文書配布又は口頭説明により行う。			
	3 六法全書、実務必携、国語辞典等参考書の持ち込みは認める。			

様式第1号(第5条関係)

発 第 号
年 月 日

刑 事 部 長 殿

所 属 長 名

基礎的捜査書類作成能力検定受検者名簿

番号	階級	氏 名	年齢	初任補修科期別	備 考

(注) 初任補修科生については、備考欄に所属を記入すること。

様式第2号(第11条関係)

基礎的捜査書類作成能力検定合格者名簿

一連 番号	検 定 年月日	合 格 年月日	合 格 者				備 考
			期別	所属	階級	氏 名	

様式第1号 (第5条関係)

様式第2号 (第11条関係)